東京都の区の存する地域	五、〇四六円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、九一九円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	四、八八七円
神戸市	四、七九二円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、七二八円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、六〇一円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、五〇六円
上記以外の市町村	四、四一一円

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、第一項又は前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	二一二円
札幌市　釧路市　網走市	一八七円
函館市	一八一円
青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市	一四三円

（特例）

第七条　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	二一二円
札幌市　釧路市　網走市	一八七円
函館市	一八一円
青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市	一四三円

（特例）

第七条　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。